○国土交通省告示第五百二十六号

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）第五条の規定に基づき、自動車の登録等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車の登録等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部を改正する告示

自動車の登録等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
自動車の登録等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法は、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）第二条及び第四条に定める様式ごとに、それぞれ次のとおりとする。 第八号様式 (1)　⑨の欄には、略号告示で定めるところに従つて車名コードを記載するとともに、型式、車台番号（国土交通大臣の職権により打刻されたものに限る。）又はシリアル番号（一連番号以外の部分に限る。）（以下「型式等」と総称する。）を記載することとし、記載すべきけん引自動車又は被けん引自動車（以下「けん引自動車等」という。）が十四両を超えるときは、この様式の用紙を追加して当該けん引自動車等を記載し（合計七十両まで記載することができる。）、また、記載すべきけん引自動車等が七十両を超えるときは、最後の用紙の「その他けん引車有」を表示する箇所に「1」を記載すること。ただし、単にけん引自動車等を追加するときは、追加するけん引自動車等の車名コード及び型式等のみを記載すること（既に記録されているけん引自動車等を含め、七十両まで記載することができる。）。 (2)　（略）	自動車の登録等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法は、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）第二条及び第四条に定める様式ごとに、それぞれ次のとおりとする。 第八号様式 (1)　⑨の欄には、略号告示で定めるところに従つて車名コードを記載するとともに、型式を記載することとし、記載すべきけん引自動車又は被けん引自動車（以下「けん引自動車等」という。）が十四両を超えるときは、この様式の用紙を追加して当該けん引自動車等を記載し（合計七十両まで記載することができる。）、また、記載すべきけん引自動車等が七十両を超えるときは、最後の用紙の「その他けん引車有」を表示する箇所に「1」を記載すること。ただし、単にけん引自動車等を追加するときは、追加するけん引自動車等を含め、七十両まで記載することができる。）。 (2)　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十七号

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条及び第三条の規定に基づき、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示及び特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示及び特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針の一部を改正する告示

（特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示の一部改正）

第一条　特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示（平成二十五年国土交通省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。